

改定版

八幡市 中小企業者等おうえん給付金 給付要領

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、売上の減少など、深刻な影響を被っている市内の中小企業・個人事業主等の事業継続を応援するため、「八幡市中小企業者等おうえん給付金交付要綱」（以下「要綱」といいます。）に基づき、「八幡市中小企業者等おうえん給付金」（以下「給付金」といいます。）を給付します。

申請期間

令和2年10月26日（月）から令和3年1月31日（日）
※ 当日消印有効

申請方法

郵送での申請

提出先

〒600-8421

京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 167

AYA 四条烏丸ビル 2階 株式会社JTB京都中央支店内

八幡市中小企業者等おうえん給付金事務局 宛て

給付金額

50,000円

給付対象

- ① 令和2年8月11日現在、八幡市に住所もしくは事業所の所在地があり、事業を開始している個人事業主、八幡市に本店または事業所の所在地があり、事業を開始している法人
- ② 売上減収 5%以上 など

<問い合わせ>

八幡市中小企業者等おうえん給付金事務局（八幡市環境経済部商工観光課委託）

TEL：075-284-0149（平日8:30~17:15）

※ 令和2年12月26日から令和3年1月3日を除く

<様式のダウンロード>

URL：<http://www.city.yawata.kyoto.jp/0000006628.html>

八幡市中小企業者等おうえん給付金を申請される際は、以下の給付要件、申請手続等をご確認の上、郵送にてご提出ください。

I 給付要件

給付金は、次の全ての要件を満たす中小企業者（以下「申請者」といいます。）に給付します。

(1) 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者

※ 主たる事業が農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）、政治団体、宗教上の組織もしくは団体等でない方

(2) 次のいずれかに該当する方

① 個人事業主の場合

令和2年8月11日（以下「基準日」といいます。）までに事業を開始しており、かつ、基準日現在で八幡市に住所もしくは事業所を有する方（被雇用者、被扶養者を除く）

② 法人の場合

基準日時点で法人設立登記を完了しており、基準日現在で八幡市に本店または事業所を有する方

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月の任意のひと月

（以下「対象月」といいます。）の事業収入（※）が前年同月の事業収入と比較して5%以上減少している方（平成31年1月以降に事業を開始し、前年同月と比較することが不相当である方は、対象月の事業収入が、対象月を含む連続した3ヶ月間の事業収入の平均と比較して5%以上減少していること）

※ 事業収入については、以下の金額となります。

- ✓ 個人事業主の場合は、所得税確定申告書第一表または市民税・府民税申告書の営業収入、不動産収入、給与収入、雑収入のうちその他収入の合計
- ✓ 法人の場合は、法人税確定申告書の法人事業概況説明書の売上金額

(4) 次のいずれにも該当する方

- ① 代表者、役員または使用人、その他の従業員もしくは構成員等が、現在かつ将来にわたって八幡市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しない方
- ② 代表者、役員または使用人、その他の従業員もしくは構成員等が、現在かつ将来にわたって八幡市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団員密接関係者に該当しない方
- ③ 暴力団員等または暴力団員密接関係者が、経営に事実上参画していない方

Ⅱ 申請手続等

1. 申請期間

令和 2 年 10 月 26 日（月）から令和 3 年 1 月 31 日（日）まで

※ 当日消印有効

2. 申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送による申請のみとします。

封筒に差出人の住所、氏名を記載の上、以下の提出先まで郵送してください。

※ 簡易書留やレターパック等の追跡可能な方法での郵送をおすすめします。

提出先

〒600-8421

京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 167

AYA 四条烏丸ビル 2 階 株式会社 JTB 京都中央支店内

八幡市中小企業者等おうえん給付金事務局 宛て

3. 申請書類

(1) 個人事業主の方

以下のすべての書類が必要となります。

① 八幡市中小企業者等おうえん給付金 交付申請書 兼 請求書（様式 1-1）

② 事業収入等確認書（様式 2-1 または様式 2-2）

● 令和元年 12 月 31 日までに事業を開始した方 ⇒ 様式 2-1

● 令和 2 年 1 月 1 日以降に事業を開始した方および平成 31 年 1 月以降に事業を開始し、前年同月と比較することが不適当な方 ⇒ 様式 2-2

③ 誓約書（様式 3）

④ 申請者本人名義の振込先指定口座の通帳の写し

口座の情報が記載されているページの写し

※ 様式 1-1 の指定箇所に貼り付けてください。

⑤ 八幡市在住であることがわかる住民票の写し（令和 2 年 8 月 11 日以降に取得したもの）

※ 住所地が八幡市外で、事業所が八幡市内にある場合は、市内に事業所があることがわかる書類（例：各種営業許可証の写し、ホームページの写しなど）

⑥ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し

※ 国民健康保険証以外の保険証をお持ちの方は、給付金の対象外です。

※ 国民健康保険証をコピーする際には、記号・番号にマスキングを施してからコピーしてください。

⑦ 対象月（様式 2-1 または様式 2-2 の「A」に記載した月）の事業収入がわかる損益計算書、売上台帳等の写し

※ 「〇年〇月損益計算書」、「〇年〇月売上台帳」と記載してください。

⑧ ●様式 2-1 を提出される方

令和元年分の所得税確定申告書第一表の写し

※ 税務署の收受印が押印されているもの。電子申告の場合は、受付日時、受付番号が記載されているもの。

※ 青色申告の場合は、青色申告決算書（一般用）の 1 ページ目と 2 ページ目の写しも併せて提出してください。

※ 確定申告が不要な方は、令和 2 年度市民税・府民税申告書の写しを提出してください。

●様式 2-2 を提出される方

個人事業の開業・廃業等届出書の写しおよび対象月を含む連続した 3 ヶ月（様式 2-2 の「B」に記載した各月）の事業収入がわかる損益計算書、売上台帳等の写し

※ 「〇年〇月損益計算書」「〇年〇月売上台帳」と記載してください。

⑨ 申請書類チェックリスト（個人事業主用）

(2) 法人の方

以下のすべての書類が必要となります。

① 八幡市中小企業者等おうえん給付金 交付申請書 兼 請求書（様式 1-2）

② 事業収入等確認書（様式 2-1 または様式 2-2）

● 令和元年 12 月 31 日までに事業を開始した方 ⇒ 様式 2-1

● 令和 2 年 1 月 1 日以降に事業を開始した方および平成 31 年 1 月以降に事業を開始し、前年同月と比較することが不適当な方 ⇒ 様式 2-2

③ 誓約書（様式 3）

④ 申請法人名義または代表者本人名義の振込先指定口座の通帳の写し

口座の情報が記載されているページの写し

※ 様式 1-2 の指定箇所に貼り付けてください。

⑤ 令和 2 年 8 月 11 日以降に取得した登記簿謄本の写し

※ 八幡市外に本店があり、支店等が八幡市内にあるとして登記簿謄本に記載されていない場合は、京都地方税機構に提出している法人市民税申告書第 20 号様式の写しも併せて提出してください。

⑥ 対象月（様式 2-1 または様式 2-2 の「A」に記載した月）の属する事業年度の法人税確定申告書別表一および法人事業概況説明書の 1 枚目と 2 枚目の写し

※ 税務署の收受印が押印されているもの。電子申告の場合は、受付日時、受付番号が記載されているもの。

ただし、対象月に係る確定申告の時期が未到来の場合は、対象月の事業収入がわかる損益計算書の写し

※ 「〇年〇月損益計算書」と記載してください。

⑦ ●様式 2-1 を提出される方

対象月の前年同月（様式 2-1 の「B」に記載した月）の属する事業年度の法人税確定申告書別表一および法人事業概況説明書の 1 枚目と 2 枚目の写し

※ 税務署の收受印が押印されているもの。電子申告の場合は、受付日時、受付番号が記載されているもの。

●様式 2-2 を提出される方

対象月を含む連続した 3 ヶ月（様式 2-2 の「B」に記載した各月）の事業収入がわかる損益計算書の写し

※ 「〇年〇月損益計算書」と記載してください。

⑧ 申請書類チェックリスト（法人用）

Ⅲ 給付決定および給付

給付金の申請後、提出された書類等を基にその内容を審査し、給付することを決定したときは、後日、給付決定した旨の通知書を発送し、指定口座に振り込みます。また、審査の結果、給付しないことを決定したときは、不給付決定した旨の通知書を発送します。

IV その他

- ① 給付金の給付決定後に、給付要件に違反する事実や給付要件を満たさないこと、申請書類の不正等が発覚した場合は、給付金の給付決定を取り消します。既に給付金を給付していた場合は、八幡市に給付金の全額を返還していただきます。
- ② 八幡市は、給付に必要なとなる申請者の住基情報や税情報等について、担当部署に照会し、必要な資料の提供等を求めることがあります。

V 給付金に関するお問い合わせ先

八幡市中小企業者等おうえん給付金事務局（八幡市環境経済部商工観光課委託）

TEL：075-284-0149（平日8：30～17：15）

※ 令和2年12月26日から令和3年1月3日を除く